

報告第21号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	37,500円（物件損害分）
相手方	小松島市金磯町在住の男性
事故発生年月日	平成30年6月22日
事故発生場所	小松島市中田町字千代ヶ原30番地の2地先

事故の概要

公用車が事故発生場所の県道徳島小松島線を横切った際、左右確認が不十分であったため、公用車の左側面と同線を走行していた相手方の所有するスクーター（運転者は別人）が接触したものの。

平成30年9月3日 専決第10号

小松島市長 濱田 保徳